

案内板、看板等の設置箇所

1 基礎的な整備箇所

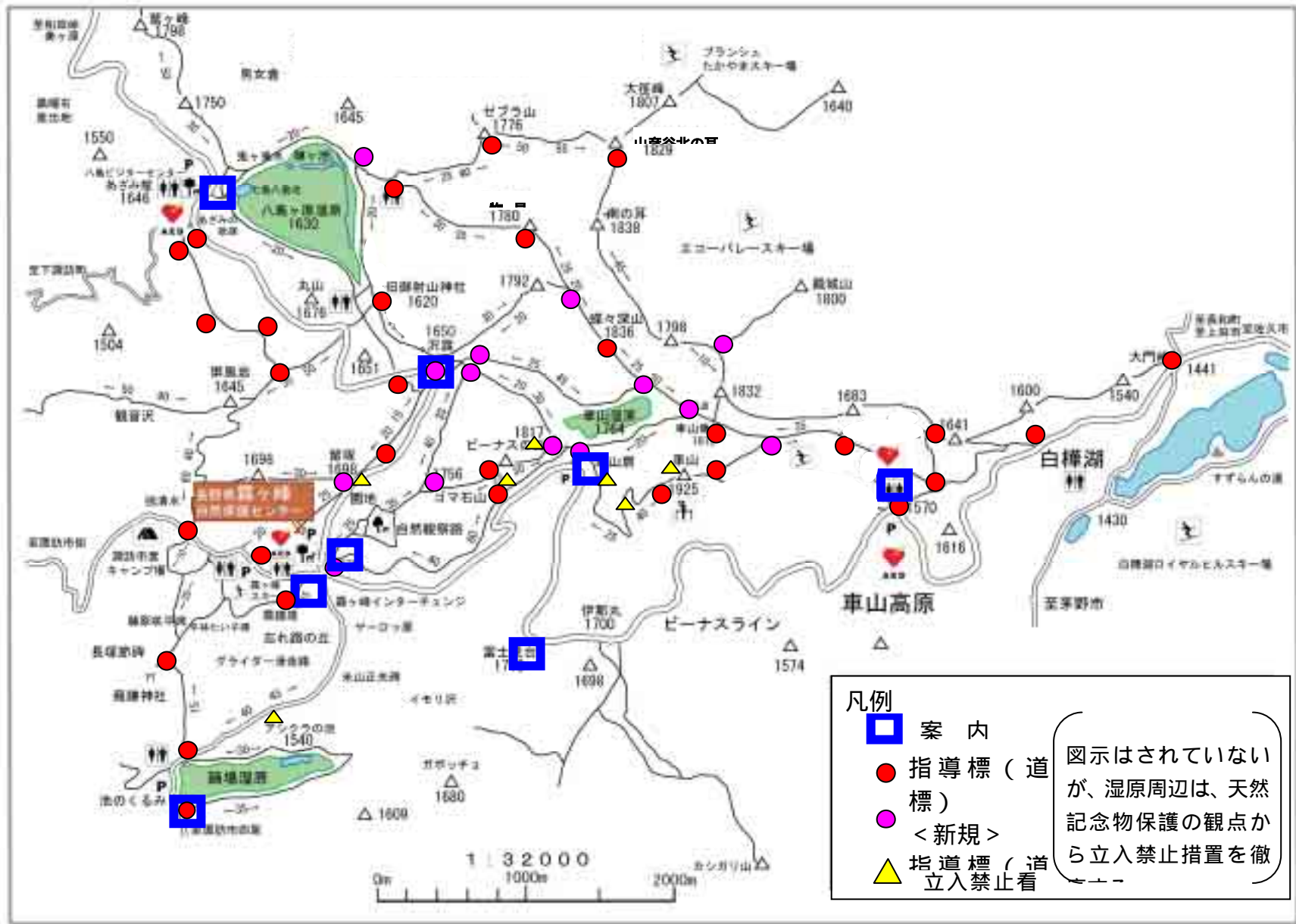
別紙に基礎的な整備箇所を図示した。

これらの箇所を基本に、地権者等の了解を得ながら計画的に設置していくものである。

2 新たに必要となった箇所等の整備

1の箇所のほかにも必要と認められる箇所があれば、霧ヶ峰自然環境保全協議会で検討し、整備する。

遊歩道の整備に伴い、新たに案内板、看板等が必要になった場合も霧ヶ峰自然環境保全協議会で検討し、整備していく。現在通行不能となっている遊歩道のうち、平成20年度霧ヶ峰自然環境保全協議会において復元の必要性が指摘されたのは、富士見台からイモリ沢を經由して踊場湿原に至るルートである。



(6) 自動車渋滞対策

霧ヶ峰は、夏期に観光客が集中し、しかも比較的限られた場所に利用が偏る傾向があり、そのため、夏期の特定の場所に目立った渋滞が発生する。その渋滞への対策を、94 ページと 95 ページにまとめた。

霧ヶ峰の利用のピークは夏であるが、夏でも時期によって混雑の度合いに違いがある。最も混雑が著しいのは、7月20日頃のニッコウキスゲの最盛期であり、8月中旬のお盆の時期の混雑がそれに続き、これらを除く7、8月の期間は、それに次ぐ混雑の時期である。また、他の月（1月～6月、9月～12月）は、格別激しい混雑はない時期である。渋滞は、大気・自然環境への悪影響や観光地イメージの低下等の問題を引き起こす。そこで、霧ヶ峰の渋滞対策が必要な夏期について、混雑の度合い（時期）に応じ、渋滞対策を検討した。

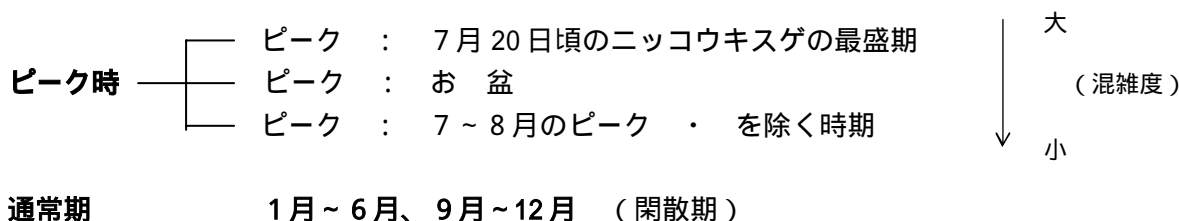
また、渋滞対策は、夏期において最も渋滞の激しい箇所である車山肩での対策を例示し、八島ヶ原湿原等、車山肩ほどではないが夏期の渋滞が見られる箇所においても、車山肩の対応例を参考に検討することとした。

霧ヶ峰のトップシーズンであるニッコウキスゲの最盛期は、観光客に極めて人気の高い時期であり、このような特別の時期は、地域経済の活性化の観点からも重要であることから、シャトルバス（ラウンドバス）の運行を含め利用者の視点に立って満足度が高くなるように対策を設計して、新しい視点でビジネスモデルを構築することが必要である。

なお、車山肩や八島ヶ原湿原の駐車場の容量は限られており、他の場所の駐車場の利用を促進することが必要である。霧ヶ峰の駐車場の地区別収容力は、96 ページに示した。

霧ヶ峰の自動車渋滞等の対策

【霧ヶ峰の混雑の時期】



【渋滞対策】

車山肩での例示

時 期	課 題	対 応 策(例)
ピーク (7月20日頃のニッコウキスゲの最盛期)	駐車場容量の完全オーバー(駐車場整備では追いつかない状況、大気・自然環境への影響、観光地イメージの低下)	シャトルバス(ラウンドバス)の運行(注) 強清水及び車山高原駐車場等への誘導 (事前広報、案内板設置、誘導員配置) エコツアー参加者の各地区連携での送迎
	著しい渋滞(原因: 駐車待ち、路肩駐車)	渋滞防止のための県道施設の整備 路肩駐車禁止措置の徹底
ピーク (お盆)	駐車場満杯(駐車場に入れない車が通過してしまうことによる逸失利益()、大気・自然環境への影響、観光地イメージの低下)	車山肩における可能な限りでの駐車場整備 強清水及び車山高原駐車場等への誘導 (事前広報、案内板設置) 長時間駐車車両の有料化 エコツアー参加者の各地区連携での送迎
	一部渋滞(原因: 駐車待ち)	渋滞防止のための県道施設の整備 路肩駐車禁止措置の徹底(念のため)
ピーク (7月～8月のピーク・を除く時期)	駐車場混雑(混雑を敬遠した車が通過してしまうことによる逸失利益()、大気・自然環境への影響、観光地イメージの低下)	車山肩における可能な限りでの駐車場整備 強清水及び車山高原駐車場等への誘導 (事前広報、案内板設置) 長時間駐車車両の有料化 エコツアー参加者の各地区連携での送迎
通常期	車山肩駐車場にも余裕がある	

《年間通じての取組み》

- * 広報等の徹底により、強清水及び車山高原駐車場等に駐車し、霧ヶ峰を歩くことを促進する。
(ホームページでの周知、諏訪一円・美ヶ原の宿泊施設にもチラシ等を配布・徹底等)
 - * 車山肩のニッコウキスゲのみならず、霧ヶ峰の多面的な魅力の紹介・PR 利用客の分散
 - * 霧ヶ峰各地での高原植物再生の取組みの推進 利用客の分散
 - * 路線バス利用の促進
 - * GPS携帯端末を活用した、霧ヶ峰を歩く人への上記情報提供と利用の分散の促進
- (注) シャトルバス(ラウンドバス)については、利用者の視点に立って満足度が高くなるよう設計し、地域経済の活性化にもつなげるビジネスモデルを構築する。
利用者のニーズに柔軟に対応するため、中型車両、タクシー等の活用も考えられる。
また、環境配慮型車両を使用するなどの対応を検討する必要がある。

【八島湿原駐車場等における対応】

八島ヶ原湿原の駐車場等、車山肩ほどではないが夏期の渋滞が見られる箇所においても、車山肩の対応例を参考に検討する。

それに当たっては、国有地に設置された駐車場の有料化の制限、土地の性状による県道施設整備の制約等を勘案し、可能な対策を実施するものとする。また、八島ヶ原湿原の駐車場については、下諏訪町の現行の対策（駐車場への誘導員配置）に加え実施することが有効であると考えられる対策を検討する。

〈将来的に条件が整った場合に検討する対応〉

将来的に条件が整えば、環境負荷や採算性を検討した上、ピーナスラインに沿った信濃路遊歩道等を専用車両の走行用に整備し、トップシーズンに低公害の専用車両を走らせて、強清水から車山までを結び、車山肩以外の駐車場利用者を輸送し、渋滞対策に役立てるような方法も検討する。

ビジネスチャンスの二つの逸失

1 店舗売上（レストラン、売店）

駐車できれば店舗を利用したはずの客を逃がしたことによる逸失利益

2 駐車場収入

駐車場の需要が十二分にあり、駐車料金を徴収しても利用があると見込まれるにもかかわらず、収入に結びついていないことによる逸失利益（7、8月の2か月）

[留意点] 駐車有料化が店舗利用者を抑制しないための工夫が必要

時間で区切り、たとえば1時間以内の駐車は無料とする。（長時間駐車して周辺を歩く人を対象に駐車料金を徴収（定額500円等））

地区別駐車場収容力一覧表

駐 車 場		収容台数(台)	備考
車山高原	第1～第5駐車場	約1,300	
	その他	約400	
伊那丸富士見台駐車場		約70	
富士見台駐車場		約70	
車山肩駐車場		約140	
霧ヶ峰強清水諏訪市営駐車場		約400	
霧ヶ峰インターチェンジ駐車場		約100	
霧ヶ峰第2駐車場		約50	
八島駐車場		約80	
旧和田峠スキー場駐車場		約200	
合 計		約2,810	

(7) ペット持込み対策

ペット持込みへの対応は、多くの観光地で課題になっている。しかし、ペット持込みを制限することについては賛否両論があり、一律の対応は困難である。

そこで霧ヶ峰においては、ペットといっしょに霧ヶ峰を楽しみたい人の気持ちやペット連れで旅行をしなければならない人の事情と、ペットが苦手な人の気持ちの両方を踏まえ、地域ルールを検討することとし、その内容を 98 ページと 99 ページに示した。

霧ヶ峰の地域ルールは、霧ヶ峰を、ペットを愛好する人にもペットが苦手な人にも快適に過ごしてもらえる場所とするためのもので、ペット持込みを原則的に自粛してもらう区域と、持込み規制ではなくマナーを守ってもらうことを徹底する区域に分け、運用するものである。このうちペット持込みを原則的に自粛してもらう区域として、

ア 人のすれ違いが困難な程度に狭い遊歩道・木道

イ 八島ヶ原湿原、踊場湿原及び車山湿原に沿った遊歩道及び木道

の 2 つがあるが、アについては、たとえリードを離さないなどのマナーを守ってペットを連れ、あるいはペットを抱えていても、人とペットが至近距離ですれ違うことになる場所であり、またイは、外来植物の種子の持込みを防止するなど特に保護が必要な場所である。

今後、霧ヶ峰自然環境保全協議会で具体の該当箇所を決め、注意標識の設置、啓発パンフレット作成、ホームページでの周知等を行いながら、利用者、関係者の理解を得つつ、このルールを運用していく。

霧ヶ峰へのペット持込みに関するルールづくり

○ 概況

県では、公園利用者の自然公園内への犬等のペットの持込みについて、他の利用者や自然環境への配慮から自粛及びマナー遵守を呼びかけている。これは法的根拠のある規制ではないため、公園利用者の理解と協力が得られるよう努めているものである。

なお、国立・国定公園においては、「特別保護地区における引き綱等をつけずに動物を放つ行為」が規制(自然公園法施行令第18条)されているほか、各公園の管理計画の中で利用者へペット等の持込みの自粛を呼びかける指導事項として位置づけられている場合がある。(霧ヶ峰については、管理計画が定められていない。)

○ 現状認識

- * 単にペットとしてではなく、コンパニオンアニマル(伴侶動物)として持ち込む人が増えている。

なぜ、犬等のペットを持ち込むのか、その理由や背景を把握すべき。(例・・・長期の旅行では家に置いたままにできない等の物理的事情。単なるペットではなく家族の一員であり、楽しい時間や豊かな自然を共に享受したいという精神的な事情。)
- * 自然公園内にはペット同伴の宿泊が可能な施設もあり、また、霧ヶ峰では全国規模の警察犬訓練大会が自然公園法の許可を得て伝統的に行われてきた歴史的背景がある。
- * ペット連れの利用者や愛犬団体等は、科学的根拠や法に基づく規制ではなく、自粛要請は一方的であるとし、車両、人間、他の家畜などの影響を無視し、犬等のペットだけを問題視することへの疑問をもつ。
- ・ ペット持込みの規制を求める研究者や関係者等は、ライチョウなどの高山性の野生動物への影響を心配している。
- ・ 自然保護レンジャー等の指導側は、自粛のお願いに際し、ペット持込みと野生動物との因果関係や科学的根拠の説明がし難く、対応に苦慮している。

○ 現実的な問題

- ・ 狭い登山道における犬等のペットとのすれ違い等に伴う恐怖感、嫌悪感
- ・ 野生動物の臭い、気配によるペットの予測不可能な行動のおそれ
- ・ 野生動物への刺激(ストレス)の可能性
- ・ 野生動物の病気等をペットが持ち帰る危険性

○ 霧ヶ峰における地域ルール

自然公園内への犬等のペットの持込みが、是か否かという一律的な対応ではなく、自然公園の状況や地域の实情に即した「地域のルールづくり」を考える必要がある。

霧ヶ峰を、ペットを愛好する人にもペットが苦手な人にも快適に過ごしてもらえる場所とするため、園地、歩道、車道、駐車場等の施設や利用実態に応じ、自粛を求める地域と、糞尿の始末やリードを短く持つなどマナー遵守の徹底をお願いする地域などの区域割りを考える。

具体的に霧ヶ峰では・・・

ペット持込みを原則的に自粛してもらう区域

ア 人のすれ違いが困難な程度に狭い遊歩道・木道

イ 八島ヶ原湿原、踊場湿原及び車山湿原に沿った遊歩道及び木道

持込み規制ではなく、マナーを守ってもらうことを徹底する区域

を除く区域 (注)

個別の営業施設の取扱い

各営業施設の経営者又は管理者の判断とする。

(注) 遊歩道・木道や車道等からはずれて、草原、湿原、樹叢等に踏み込むことに対する規制は従来どおり。

○ 留意事項

ルール作りに止まらず、地域ルールを上手に周知する。

(該当の遊歩道や湿原の入口への注意標識の設置、啓発パンフレット作成、ホームページ等での事前周知の必要性)